

第2期「奈良県職員健康管理システム」の導入等にかかる 情報提供依頼実施要領

I 基本事項

1. 提供を依頼する情報

第2期「奈良県職員健康管理システム」の導入等を行うための検討にあたって必要な情報

2. 提出物

Ⅲに示すとおり

3. 提出期限

令和7年8月27日（水）17時までにご提出をお願いします。

4. 提出方法

5. に定める提出先へ電子メールにより提出してください。

5. 提出先・お問合せ先

奈良県総務部総務厚生センター健康管理係 担当：神谷

〒630-8133

Tel:0742-81-7920（直通） Fax:0742-81-7930

e-mail:soumukousei-kenkou@office.pref.nara.lg.jp

6. その他

①情報提供にかかる費用につきましては、各社にてご負担いただきますようお願いいたします。

②本件情報提供依頼において掲げている新システム導入等の基本条件は、実際のシステム開発委託を調達する際の仕様・要件定義と内容が一致するものではありません。各位から提供していただいた情報その他を総合的に勘案した上で、令和8年度4月頃に正式な仕様書を提示して調達を行う予定としています。

Ⅱ 第 2 期「奈良県職員健康管理システム」の導入等の基本条件

1. 概要

・業務概要

奈良県職員（約 4700 名）の心身の健康情報の一元的な管理を目的に、令和 3 年度に仮想化基盤上に奈良県職員健康管理システムを構築し、令和 4 年度より運用を開始している。第 1 期契約期間（令和 9 年 3 月 31 日）の満了後も継続してシステムによる健康情報管理を行うため、第 2 期奈良県職員健康管理システムの導入等を行うものである。

現在実施している業務及びシステム化を必要とする範囲は別添 1 のとおり。

2. 現行業務について

・事務フロー：別添 2 のとおり

なお、現行システムを利用している職員は、共通端末の配備がある、又は共有で利用できる共通端末が所属に配備されている職員であり、システム非利用職員は共通端末の配備がない、又は共通端末を業務上利用しない職員である。

・主要な課題と想定改善施策

主要な課題

①過重労働対策について

- ・複数の様式を使用しているため、Excel データでのやりとりが必要
- ・面接対象者の所属からの報告が漏れやすい

②職員利用画面の操作性について

- ・職員より操作についての問い合わせが多く寄せられる

想定改善施策

①過重労働対策について

- ・県で使用する様式について、労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト（中央労働災害防止協会作成）に準拠した申告様式へ見直し
- ・問診項目の設定変更が可能な機能の搭載
- ・取り込んだ超過勤務時間を所属管理者が健康管理システムから確認できる機能の搭載

②職員利用画面の操作性について

- ・操作画面の表記等の調整のカスタマイズを可能とする
- ・FAQ やマニュアルをどの画面からでも表示可能とする

3. システムへの要求

・システム構築・運用保守期間

令和 8 年度中にシステムを構築し、令和 9 年 4 月 1 日より運用を開始できること。なお、運用保守期間は令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日とする。

・環境条件

①ネットワーク環境

本県で庁内利用しているネットワークは大きく 3 つのセグメント（番号ネット系、行政ネット系、インターネット系）に分離している。令和 7 年度中に、職員 1 人 1 人に配備している「共通端末」がインターネット系へ移行予定であることから、奈良県職員健康管理システムは、インターネット系で開発及び運用を行うこと。

②サーバ機器

奈良県職員健康管理システムは、奈良県ハードウェア統合基盤上に構築し、支障なく運用できるようにすること。なお、共通端末と同様、令和 7 年度中に奈良県ハードウェア統合基盤についてもインターネット系へ移行予定である。なお、セキュリティ上の規定により、ハードウェア統合基盤上のサーバは EDR 等のセキュリティ対策製品以外の通信を外部のインターネットへ行うことは禁止されている。奈良県ハードウェア統合基盤における業務アプリケーションの適合要件は別添 3 のとおり。

・システム環境

①システム方式

システムは WEB 方式とし、管理者機能はクライアントアプリケーション方式又は WEB 方式によること。

②システムの利用者

WEB 方式利用者：奈良県職員（約 4,700 名）

管理者機能利用者：総務厚生センター健康管理係職員及び産業医等（約 10 名）

③システム利用環境

インターネット系共通端末から支障なく利用でき、最新のブラウザ（Microsoft Edge）に対応すること。共通端末は、契約期間中に更新されるため、OS、WEB ブラウザバージョンアップにも対応すること。

現在導入している共通端末の仕様は次のとおり。なお、K21 端末については令和 8 年度中に更新される見込みだが、現時点で更新後の端末の仕様は未確定である。

【K21 端末】

項目	仕様
OS	Windows10 Professional 64bit ※今後、Windows11 導入予定
CPU	Intel Core i5-10210U
メインメモリ	8GB

内蔵ディスク	SSD（128GB）
USB ポート	USB3.0×1、USB2.0×1
ディスプレイ	13.3 型
Web ブラウザ	Microsoft Edge

【K23 端末】

項目	仕様
OS	Windows10 Professional 64bit ※今後、Windows11 導入予定
CPU	Intel Core i5-1235U
メインメモリ	8GB
内蔵ディスク	SSD（256GB）
USB ポート	USB3.0×2、USB2.0×2
ディスプレイ	13.3 型
Web ブラウザ	Microsoft Edge

・システムに期待する主な機能

①人事情報管理機能

【管理者機能】職員の人事情報を外部ファイル（CSV 形式又は Excel 形式。以下同様とします。）から取り込めること

【管理者機能】閲覧権限を複数設定することができること

※総務厚生センター健康管理係保健師（10 名程度）、所属管理者（200 名程度）、一般職員（全職員）の 3 種類の閲覧権限は必須とし、その他必要に応じて閲覧権限の設定を追加できること。

②健康診断管理機能

【管理者機能】実施する健康診断の対象者を取り込んだ人事情報（年齢、性別、所属、週の勤務時間）によりシステム内で指定し管理できること

【管理者機能】産業医による判定を含む健康診断の結果をシステムにより管理できること

【管理者機能】結果を取り込むフォーマットを医療機関ごとに指定できること

※管理する健康診断は別添 4 のとおり

③予防接種管理機能

【管理者機能】予防接種歴を管理できること

※管理する予防接種は別添 4 のとおり

④過重労働管理機能

【管理者機能】超過勤務時間を外部ファイルから取り込み、職員別に管理できること

【管理者機能】過重労働面接の要件に該当したものの情報を把握できること

【利用者機能※所属管理者のみ】所属職員の超過勤務時間を所属管理職が確認できること

【管理者機能】過重労働面接で使用する問診票や面接実施様式を作成し、管理できること

【管理者・利用者機能】関係者（総務厚生センター健康管理係の職員、所属長等の職員）がシステムへアクセスして面接結果を確認できること

※所属長等については、以下を予定しています。

所属長等の具体的名称	閲覧対象	閲覧権限の指定方法
各部局組織・人事管理責任者	該当部局の全職員	部局名 氏名又は職員番号
行政・人材マネジメント課長	全職員	人事情報の補職名
人事課長	全職員	人事情報の補職名
上記以外の所属長	該当所属	所属名 人事情報の補職名

⑤ストレスチェック管理機能

【管理者機能】ストレスチェックの対象者をシステム内で指定し、管理できること

【管理者機能】ストレスチェックの回答結果から、ストレス度の判定ができること

【管理者機能】ストレスチェックの回答を外部ファイルから取り込むことができること

【管理者機能】高ストレス者と判定された者への面談の問診票や結果を作成できること

【管理者機能】面談日程の管理ができること

⑥休暇休職管理機能

【管理者機能】休暇休職データを外部ファイルから取り込み、職員別に管理できること

⑦照会分析機能

【管理者機能】人事名簿の出力ができること

【管理者機能】システムで管理するデータの分析ができること

【管理者・利用者機能】健康診断やストレスチェックの結果・履歴の照会ができること

⑧統計処理機能

【管理者機能】産業医判定の結果を一覧で出力できること

【管理者機能】労働基準監督署あての報告書の作成ができること

⑨通知機能

【管理者機能】システム内から職員個人のメールアドレス宛にメールを送信できること

【管理者機能】送付元のメールアドレスは県から指定可能であること

⑩所属管理職機能

【管理者機能】所属職員の情報を閲覧できる権限を付与できること

⑪一般職員機能

【利用者機能】システムから健康診断の申込みができること

【利用者機能】各種問診やストレスチェックへの回答ができること

【利用者機能】自身の健康診断等の結果の確認ができること

【利用者機能】受診後に指示があった場合の結果報告ができること

⑫年度更新

【管理者機能】毎年度組織改編があるため、必要な年度更新作業を実施できること

また、年度途中の組織改編にも同様に対応可能であること

※①～⑫の条件を全て満たしていない場合でも、情報提供いただきたく存じます。

なお、その場合は、満たしていない条件を明示してください。

・信頼性要件

①システムは原則、24時間365日の稼働とすること。

②日時バックアップを取得し、県が想定するバックアップサーバ（ハードウェア統合基盤内サーバ）へバックアップデータを7世代分保管すること。また、障害発生時等は、前営業日以降のデータに復旧できること。

③障害の発生を未然に防止する機能を有すること。

・セキュリティ要件

①ユーザ認証を行い、正当な権限のない者による情報へのアクセスやデータの不正な利用・改ざんが行われないよう必要なアクセス権限設定ができること

②アクセスログや操作ログ等、各種ログを収集できること

③システムは、許可したサーバのみ接続できること

④適切なウイルス対策を行うこと。仮想マシンのOSライセンス（Windows Server 又は RHEL）は奈良県が提供します。

⑤本システムは、通信の暗号化に SSL/TLS 方式を用い、信頼性の高い電子証明書を使用すること。

⑥本システムの利用は Web ブラウザを介して行うものとし、利用可能なブラウザは Microsoft Edge（最新版）とすること。

・可用性要件

①システムサービスの継続的な利用を可能とすることとし、障害が発生した場合は3日程度で復旧できること。

・柔軟性・拡張性要件

①将来の制度改正、データ量の増加、処理件数の増加等に備え、柔軟性や拡張性をもつ

たシステムとすること。

②運用期間中に想定されるデータ量の増加等に対応すること。

・運用要件

①連絡体制として、運用窓口への連絡が口頭、電話、FAX、電子メールいずれかの方法で常時できること。

②導入する機器、ソフトウェア等のバージョンアップ及びセキュリティパッチ適用を行うこと。

③各種ソフトウェアのバージョンアップやセキュリティ対応を運用の範囲内で対応すること。

・保守要件

①保守対応時間は、年末年始を除く平日8時30分～17時15分とする。

②障害時の連絡体制として、保守窓口または担当保守員への連絡が電話、電話メール等の方法で常時できること。

・サービスレベル

①奈良県職員健康管理システムが利用者にサービスを提供すべき時間に対する、実際にサービスを提供した時間の割合は、99.5%以上とすること。

②オンライン処理に係るターンアラウンドタイムのうち、外部環境に依存する処理時間（ネットワークの処理等）を除いた奈良県職員健康管理システムの処理時間は、通常時5秒以内とすること。ただし県が認める場合はこの限りでない。

③システム管理者等からのエスカレーションに対し、一次回答を行うまでの平均時間は、3時間以内とすること。

④システム管理者等からの対応依頼を受けてからの対応要員を現地またはシステム管理者の等の作業場所へ派遣し、障害対応を行う場合は、3時間以内に着手すること。

・その他

①次期システムへの移行の際に発生する作業支援（データ出力等）を行うこと。

②現在運用中のシステムから移行が必要なデータは別添5のとおり。

Ⅲ ご提供いただく資料

1. 貴社概要

提案可能サービスと体制

2. 導入実績・導入規模

3. 提案概要とその優位性

(現行事務フロー・課題・改善施策に対する提案)

- ・新サービス・システム概要説明
- ・基本的な仕様（OS、開発言語、システム方式、DB等のミドルウェア、特徴等）
- ・新システム構成図・ハードウェア構成図
- ・新システム機能構成図、機能概要
- ・システム機能要件・非機能要件（セキュリティ等）
- ・システムのイメージ（画面・帳票サンプル）
- ・システム運用スケジュール（年間）

4. 概算見積書の提出

本システムに要する費用の見積りを添付の「標準見積書様式」に従って作成し、提出してください。開発作業にかかる経費については、「（別紙）開発スケジュール様式」に従って、作業項目ごとの開発スケジュールを作成し、添付してください。

なお、見積りにあたり、詳細条件又は追加条件等が必要な場合は、貴社で条件を設定し、それらを示したドキュメントを添付してください。